

市政懇談会 質問・回答一覧

| | 地区名 | タイトル | 意見等の内容 | 回答 | 担当課 |
|---|---------------|----------------------------|---|---|----------------|
| 1 | 佐野地区(若松町(城東)) | 問題発生時の各部署への対応のお願い | 各町会問題がありましたら、各部署にお伺いいたしますので、その時は対応よろしくお願いいたします。 | 町会には、防災、防犯、環境の美化、地域の支え合い等、様々な活動をしていただいております。また、当市の協働のパートナーとしても重要な役割を担っていただいております。特に、町会長の皆様には、ご尽力いただいております。各町会よりご相談等あった場合には、内容に応じ各担当課におきまして、適切に対応をさせていただきます。 なお、担当部署が不明の場合には、市民活動促進課が相談等の窓口となっております。今後とも、町会運営及び市政運営につきまして、ご精励、ご協力を賜りますようお願いいたします。 | 市民活動促進課 |
| 2 | 植野地区(上台町) | 車両運行の障害となる枝と落葉の処理と枝伐採等について | 個人住宅から生えている、立ち木の枝が道路の半分をふさいでいる状況であり、一般車両の通行に支障をきたしているほか、枝木を避けようとする車両が反対車線へはみ出し走行するため、歩行者や自転車等を巻き込む危険性があります。また、落葉も多く、道路側溝を閉塞しているほか、路上に堆積が見られ、自転車やバイク等の転倒の恐れがあります。町会としては、道路の通行に大きな危険を感じている状況であります。さらに、隣接宅地上空や道路上空へはみ出した木枝から毛虫等の害虫が落下してくることもあり、生活環境へも不安がある状況であります。 町会としては、町内の生活環境及び地域の交通環境を良好な状態にしたいと考えていますが、町会会員の力だけでは限界があり、本件については、行政の力が必要であると考えています。ついては、法的に行政での対応が難しい場面もあろうかと思いますが、町内の環境改善のため町会と市との協力体制を構築し、対応・対策について一緒に検討していただければ幸いです。 | 個人宅からの木枝の処理については、所有者が適切に管理を行うべきであり、市は所有者等への是正指導(直接指導、通知等の送付)を行っております。しかし、現場状況により、対応が難しく、良好な状態にするためには、長い時間を要する場合も考えられますが、町会と市、お互いに情報の共有を図り改善に向けて協力体制を構築し状況の改善に当たっていきたく考えております。 | 道路河川課 |
| 3 | 植野地区(七軒町) | 役員の担い手不足について | 課題は、役員の後継問題です。現在のやり方ではなかなか後継者が見つかりません。そこで市へのお願いですが、現在上手く行っている町会も有ると思いますので、そういう町会を調べて私たちにお知らせくださいますようお願いいたします。中々ほかの町会が順番で、くじ引きでやっているという耳にしますが実態が分かりません。どのようなやり方なのか市の方で調べて教えてください。 | 人口減少や少子高齢化の進展に伴い、町会役員のなり手不足、特に、町会長の人選は、どの町会であってもご苦労なされていることと思います。くじ引きにより役員を決定している町会につきましては、把握しておりませんが、この課題につきまして、調査研究していく中で、把握していきたいと考えております。 | 市民活動促進課 |
| 4 | 植野地区(植野町(泉)) | 空き屋問題について | 狭い路地が多いため空き屋が多く、庭木の手入れ等のもめ事が発生している。持ち主が判らない物件が多く、なかなか解決できない。 | 佐野市きれいなまちづくり推進条例第2条第7号に定義される空き地等に該当の際は、通報者からの内容を基に、現場確認、所有者等の登記情報を確認した上で、所有者等へ同条例第11条に基づく適正管理を要請いたします。繁茂した雑草等でお困りの場合は、環境政策課にご連絡ください。 (環境政策課) 空き家の問題につきましては、随時、建築住宅課へご連絡いただければ、職員による現場確認と所有者への通知をさせていただきます。 (建築住宅課) | 環境政策課 建築住宅課 |

| | 地区名 | タイトル | 意見等の内容 | 回答 | 担当課 |
|---|---------------|--------------------|---|--|-------------------------|
| 5 | 植野地区(植野町(台南)) | ごみ集積場への防犯カメラ設置について | 資源ごみ・燃えないごみ・有害ごみ(以下資源ごみという)の収集において、不適切な資源ごみの持ち込み防止指導、集積場所の環境整備、不法投棄防止、資源ごみの持ち去り防止のため、環境衛生委員の方に毎週立って頂いており、頭が下がる思いであります。お陰様で、不適切な資源ごみはうっかりミスを除いてありません。しかし、環境衛生委員が立つ7時前に、指定された資源ごみではない資源ごみを置いて行かれる(不法投棄)方がおり、委員が持ち帰り一時保管して、適切な回収日に出すなどの対応をすることが、時々あります。環境衛生委員は毎週立っており、負担が大きい事から委員の選任も難しくなっております。そこで、不法投棄を防止し、環境衛生委員の負担を少しでも減らせるように、資源ごみの集積場所に防犯カメラを設置して頂けないかと考えております。同様の考えを持つ町内も多くあると思いますので、ご検討をお願い致します。 | 環境衛生委員の方々には、大変お世話になっており、ありがとうございます。市では、ごみステーションへの持ち込み時間を午前8時までとお願いしておりますが、持込開始時間は町会によってまちまちです。改めて持込時間及び分別についての周知を行っていただきたいと思っております。市といたしましても、要望があれば町会に出向き、ごみ分別排出説明会を開催することも可能です。また、ごみステーションに設置するために監視カメラの貸出しは行っておりませんが、不適正なごみ排出を抑止する啓発用カメラの支給はできますので、地域の環境衛生委員さんを通して申請していただければと思います。 | 環境政策課 |
| 6 | 植野地区(若宮上町) | 国道50号沿線開発について | 以下の整備について、推進を図っていただきたい。 ①地域の発展につながる調査、計画を地元の意見を聞いて作成してもらいたい。 ②市道1号線の拡張と無電柱化を図り、安全走行できるよう整備してもらいたい。 ③沿線開発に合わせて、水害防止のため浸水想定区域内に防災避難タワーの建設を。 ④国道50号線北側県道佐野環状線までを沿線開発エリアに加えて整備をお願いしたい。 ⑤農業の振興につながる整備手法で企業誘致を図ってもらいたい。 ⑥イオンからの環状線の渋滞緩和のため、南部道路の建設を早期に整備促進を。 ⑦50号線沿線開発と、周辺土地改良事業、渡良瀬架橋市道1号線の整備、小中一貫校の整備など周辺地域と一貫性を図るため、早期の計画立案をお願いしたい。 | ①国道50号沿線の開発は、本市の産業振興と活性化、財政基盤の強化に寄与するものと考えており、構想の推進に当たっては、こうした機会を通して地域の皆様の意見をお聞きするほか、関係機関等との調整を図りながら、早期の事業化に向けて取り組んでまいります。(政策調整課) ②ご質問の市道1号線に関しましては、現在整備中でございます。主要地方道桐生岩舟線から南、約100m区間の第1工区の整備が終わり、現在、その南の第2工区、約120m区間を整備中でございます。残る第3工区以降につきましては、第3工区の完了次第、整備を進めてまいりたいと考えております。(道路河川課) ③開発を進めるに際しては、防災対策も十分に考慮してまいります。防災避難タワーにつきましては、有効性や費用対効果など課題も多くありますので、今後研究してまいりたいと考えております。(政策調整課) ④まずは構想に示した各エリアについて、その特徴や課題を整理・検討した上で開発を進めてまいります。その他の区域については、開発の状況をみながら必要に応じて検討してまいります。(政策調整課) ⑤国道50号沿線開発構想を具現化する中で、開発エリアの地域特性なども踏まえ、農業の振興につながる整備手法や誘致する企業などを検討してまいります。(政策調整課) ⑥南部道路につきましては、佐野市都市計画マスタープランにおいて、国道50号南側の集落間を連絡強化する構想路線として位置付けており、重要な道路であると認識しております。引き続き、国道50号沿線開発構想や、渡良瀬架橋に至る広域幹線道路の進展状況も踏まえ、良好な道路ネットワークの形成が図れるよう検討してまいりたいと考えております。(都市計画課) ⑦国道50号沿線開発構想の推進に当たっては、本市の将来像である「水と緑にあふれる北関東のどまん中 支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市」の実現のため、関連計画や周辺事業との丁寧な調整を行いながら、早期の事業化に向けて取り組んでまいります。(政策調整課) | 政策調整課 都市計画課 道路河川課 |
| 7 | 植野地区(若宮下町) | 長になる担い手不足について | 植野地区に限らず・・・？多分他の地区に於いても町会長の人選が難しい、担い手不足だと思えます。解決策、アイデア、或いは金子市長の秘策(隠し玉)のようなものをお持ちでしたら是非お伺いしたい。 ※町会長なくして、市の行政は機能しない事を旨に！ | 人口減少や少子高齢化の進展に伴い、町会役員のなり手不足、特に、町会長の人選は、どの町会であってもご苦勞なされていることと思えます。この課題につきましては、町会の規模や状況により、対応も様々になるかと思えますが、町会活動の維持・発展が図れるよう、調査研究してまいります。 | 市民活動促進課 |

| | 地区名 | タイトル | 意見等の内容 | 回答 | 担当課 |
|----|-----------|---------------------|---|--|-------------|
| 8 | 植野地区(田島町) | 菊沢川の治水について | 50号線開発で田島地区は工業団地に指定されています。50号線の周りは水田となっており用水が張り巡らされています。特に50号線の南側は用水が入り込んでいる上に、軟弱な地盤を改良する必要があると考えています。どのように菊沢川を広げどこを通そうとしているのかお聞きしたい。 | ご質問の箇所につきましては、国道50号沿線開発構想において市内への新たな企業進出や雇用の創出に資する新規産業用地の開発が適しているエリアとして位置付けられております。現在、具体的な整備計画は定まっておりますが、地盤につきましては、軟弱であることが想定されますので、仮に整備を行う場合には、詳細な調査を行った上で対策を検討することになるものと考えております。また、菊沢川の改修につきましては、栃木県の事業になりますので、市からも重点要望箇所として要望しておりますが、今後、検討業務を行い、検討案ができた段階で、地元の皆様と協議を行う予定であると考えております。 | 企業誘致課 |
| 9 | 植野地区(君田町) | 上下水道の整備について | ①下水道施設が設置されていない 他地区・近隣地区では下水道が整備されている、君田町はいつ設置整備されるのか早急に設置を望む ②上水道施設の未整備箇所対策(126号線沿い) 町内中央部は本管が通り水道化されているが、東側の南北道路沿いは本管が整備されていない。衛生面を考慮して頂き、早急に本管設置を望む。(取り残された家々への配慮を願います) | ①公共下水道の整備につきましては多額の費用を要するため、主に市街化区域内の人口密度の高い箇所等から整備を行っております。君田町につきましては市街化調整区域であり、現在の計画では下水道の整備を行う区域として計画しておりません。したがって、生活排水の処理については合併処理浄化槽の設置をお願いすることとなります。 (下水道課) ②給水区域内の水道本管布設につきましては、該当する路線の水需要の動向や、ある一定の要件などを踏まえまして、決定していきますので、上下水道局へ相談をお願いいたします。また、水道本管が隣接していない箇所からの給水申込みにつきましては、「佐野市計画外配水管工事費用負担規定」としまして、お客様と上下水道局の双方で工事に係る負担額を定めて、水道管を布設する事業もありますので、こちらにつきましても、上下水道局までご相談をお願いいたします。 (水道課) | 下水道課 水道課 |
| 10 | 植野地区(君田町) | 災害時の行動対応策(避難方法)について | 台風19号時の被害は、まだ記憶に新しいところですが、再度水害の危険が迫った時の避難について不安があります。 君田町公民館(浸水の危険性もあると思われます)から植野地区公民館、植野小学校に移動という事態になったとき安全に移動できるのでしょうか？秋山川の手前には菊沢川、その前にいくつかの水路もあります。西中学校や吾妻地区公民館も台風19号のときを思うと疑問です。 自宅での垂直避難、3階以上の事業所や高層住宅との緊急時の協力体制の整備なども視野に入れた避難計画も必要かと思われます。佐野市としてのお考えを伺いたいと思います。 | 町会一時避難所である君田町公民館は、洪水時に浸水するおそれ(浸水想定区域0.5m～3m未満)があるため、水害から避難する場合には、君田町公民館へ一時避難することなく、状況次第ではじめから指定避難所である植野地区公民館や植野小学校へ避難することをおすすめします。 市では災害が発生する危険性が高まった場合、地震や台風などの種別ごとに避難が必要な地域を示して、居住者等が適切な避難行動がとれるように、避難指示等を発令します。水害が発生すると、浸水の度合いにより、水流等で避難行動がとれない場合がありますので、高齢者等避難や避難指示が発令されたら、ためらわず避難してください。 ただし、自然災害においては、不測の事態も想定されることから、避難場所等へ避難することが必ずしも適切な行動ではありません。切迫した状況に応じて自宅や隣接建物において垂直避難をすることも必要です。現在、高層建物を有するイオン佐野新都市店様や佐野プレミアムアウトレット様と、一時避難場所としての協定を締結しておりますが、植野地区においても対象となる施設が建設された場合にはご協力いただけるよう働きかけてまいります。 また、大雨による水害に備えて、自分自身がとるべき避難行動を時系列に沿って計画する避難行動計画「マイ・タイムライン」の作成が重要です。市のHPで「マイ・タイムライン」の記入例を掲載しておりますので、参考にいただければ幸いです。 | 危機管理課 |

| | 地区名 | タイトル | 意見等の内容 | 回答 | 担当課 |
|----|------------|--------------------------|--|--|----------------|
| 11 | 植野地区(船津川町) | 菊沢川の災害対策について | 治水について菊沢川下流域に暮らす植野地区南部地域(船津川、田島、君田、大古屋、庚申塚等)の生活と生命の安心・安全の確保と災害の危険の改善を切にお願いいたします。 ・菊沢川下流域の河川改良(築堤、川底浚渫、排水設備の増強) ・水害情報伝達の充実 ・避難施設の整備 | ・菊沢川の水害情報伝達の充実 災害時には市民の皆様が確実な避難をするために、防災行政無線、佐野市防災・気象情報メール、広報車、ホームページ、SNS、ケーブルテレビなどの様々な方法により周知を行い、情報伝達手段の多重化・多様化を図り情報伝達の充実に努めているところです。 なお、菊沢川には、水位計が菊沢川橋、田島橋、菊沢川排水機場(内)、菊沢川排水機場(外)の4か所、河川監視カメラが菊沢川橋の1か所に設置されておりますが、この水位情報や映像はインターネットで公開され、国土交通省の「川の防災情報」を閲覧することで誰でもリアルタイムで確認することが可能です。市においても増水時の監視体制の強化を図り、避難情報を発令するための情報として活用しておりますので、市民の皆様もこの情報を注視し、避難行動に役立てていただきたいと考えております。 (危機管理課) ・避難施設の整備 植野地区南部地域については、地域の大部分が浸水想定区域であり、洪水時における避難所の確保が困難な状況です。洪水のおそれがある場合には、植野地区公民館や植野小学校などへ早めの避難をお願いいたします。 (危機管理課) ・菊沢川下流域の河川改良 本河川は、「令和元年東日本台風」で溢水したことにより、本市の渡良瀬川合流点から国道50号の上流、田島町にかけて広範囲にわたり浸水し、住民生活に甚大な被害をもたらしました。溢水の原因としては、想定を超える降雨量に加え、河道が屈曲、狭小であることが大きな要因であると考えております。近年、全国各地で集中豪雨や台風の大規模化がもたらす水害が頻発していることから、今後も同様の被害が懸念される場所であり、田島町から船津川町に係る区間について河川改修の事業の早期整備に向けて要望してまいります。 栃木県は、今年度、一級河川菊沢川の改良について、検討業務を発注し、河川改良についての計画平面図、河川計画断面、施工スケジュール等の案ができた段階で、地元と協議していきたいと確認しております。なお、開催時期は現時点では未定とのことです。 (道路河川課) | 危機管理課 道路河川課 |
| 12 | 植野地区(飯田町) | 市道393号線の安全確保について | 佐野市飯田町アグリタウン西、市道393号線の西側部分において、路肩部分に土の崩れによる段差がみられ通行時に危険を覚えます。西側側溝への落下を防ぐため、ガードレールや落下注意のポールの設置の検討をお願いします。 また、側溝は雨の都度、水が満杯に溜まり夏には蚊が発生し付近住民からも多くの苦情も出ております。側溝の水の排水の検討もお願いします。市にも再三お願いしております。 | 危険個所には、注意喚起のポールを設置いたします。また、側溝の排水については、放流先の水路に土砂が堆積し流れづらくなっていることが満杯になる原因と思われるので、水路管理者である「飯田土地改良区」へ、ご相談くださいますようお願いいたします。 | 道路河川課 |
| 13 | 界地区(高山町) | 町会規模の考慮をして分担金を依頼することについて | 町会費が近隣の倍以上であるため、なんとか近隣に近づけるよう努力していますが、各種団体から町会に対して各町会の規模も考慮せず一律の分担金の依頼が来ます。その度、規模の違いを話し、改善をお願いしていますが、一町会の意見が通ることは稀です。せめて市関連は一律ではないことを願います。 | 町会の規模によりまして、町会長のご苦勞に違いがあることを推察いたします。分担金につきましては、現在市として一律でご負担いただいているものはないと認識しておりますが、今後ご負担をお願いするようなことがあれば、町会の規模を考慮したものとなるよう、検討させていただきます。 | 市民活動促進課 |
| 14 | 犬伏地区(米山町) | 吉澤記念美術館の施設管理について | 佐野市立吉澤記念美術館にて月1,2回ボランティアをしております。美術館は、築20年と聞いております。お客様を迎えるに当たり、思うことがございます。門を入り、橋を渡る下の池の中、池の水は青く「モ」がはっており、何か浮いており、何とも言えぬ臭い…。池の水の件、職員に聞いたところ、年1回くらい清掃とのこと。近くには川が流れておりますが、建物も修繕すべきところがあるように感じます。佐野市には芸術家の方が多い中、安らぐ場所にとっております。工事の予定はございますか。 | 池の水に関しては、微生物の水質浄化剤を投入しており、状態は安定してきております。また、臭いは近隣の工場からくるものと、確認しております。令和2年度に美術館棟の空調更新工事を実施しまして、それ以降の工事予定は現在ありません。 | 文化推進課 |

| | 地区名 | タイトル | 意見等の内容 | 回答 | 担当課 |
|----|----------------|-------------------------------|---|--|----------------|
| 15 | 旗川地区(並木町(堀之内)) | ごみステーションへの不法投棄について | ごみステーションに不法投棄(氏名なし、指定日以外の日、何だか分からないいろいろな物が混入したごみ)外部の者と思われる? | 部外者の排出禁止やごみの分別についての表示をすることで、ルールを守らない方が減るものと思われます。市といたしましても要望があれば、啓発用カメラの支給や表示物を作成するに当たっての協力をさせていただきます。 | 環境政策課 |
| 16 | 旗川地区(並木町(堀之内)) | 町会への入会拒否などについて | 町内会への入会を拒否して、町会費等の集金に応じない。 | 町会は、地域にお住まいの方による任意団体でございます、入会も任意となっております。しかしながら町会は、防災、防犯、環境の美化、災害時には、避難誘導や安否確認を行うなど、地域の支え合いを担っており、なるべく多くの方に加入していただくことが望ましいと考えております。町会未加入の方は、町会がどのような役割を持ち、何を行っているか知らないという場合が多いと思われるので、まずは、活動内容につきまして、総会資料などで説明し、ご理解を得た上で、加入を促していただくのがよろしいかと考えます。 | 市民活動促進課 |
| 17 | 旗川地区(並木町(堀之内)) | 町会の役員探しの苦勞について | 町会役員探しに毎年苦勞している。 | 人口減少や少子高齢化の進展に伴い、町会役員の人選は、どの町会であってもご苦勞されていることと思います。この課題につきましては、町会の規模や状況により、対応も様々になるかと思いますが、町会活動の維持・発展が図れるよう、調査研究してまいります。 | 市民活動促進課 |
| 18 | 旗川地区(並木町(堀之内)) | 町会管理樹木の伐採等に係る負担について | 町会で管理している樹木が大きくなり、伐採及び処理費が高額で、町会の負担額が大である。 | 町会の施設等の管理、ご苦勞様でございます。町会の樹木の管理につきましては、該当になる支援制度等がございません。町会の皆様でご相談の上、維持・管理の方法などについてご検討をお願いいたします。 | 市民活動促進課 |
| 19 | 旗川地区(並木町(大門)) | 学校再編後の旗川小学校跡地の利用及び児童生徒の通学について | 学校再編後の旗川小学校跡地の利用についてお伺いしたい。校舎同様、校庭等についても含めての予定計画を知りたい。 また、再編後、児童生徒の通学の安全確保のためにスクールバス等を含めてどのような取組をなさる予定なのか、お伺いしたい。 | 学校再編後の旗川小学校跡地の利用については、現在、校舎同様、校庭等についても予定計画はございません。今後、改めて具体的な跡地活用方針を定めたいと考えております。 (財産活用課) 児童生徒の通学時の安全確保の取組につきましては、今後組織する開校準備委員会において、スクールバスの活用や地域の見守り支援などの安全対策について、保護者や学校、地域の皆様のご意見をいただきながら決定してまいります。 (学校管理課) | 財産活用課 学校管理課 |
| 20 | 旗川地区(並木町(大門)) | 食糧問題に関する市の取組について | 食料の自給率を上げる必要がある中で、市として将来的にどのように取り組んでいくのでしょうか。最近、非常に憂慮すること、休耕田が太陽光パネルで埋め尽くされ、また、山の斜面の木々が伐採され、同様に太陽光パネルで覆い尽くされた景色を目にするとき、エネルギー危機同様、将来の食糧問題に佐野市としてどう向き合っていくのかお伺いしたい。 | 食料自給率向上等の食料問題の解決に向け、まずは、私たちの身近なところで、農産物生産者と消費者が互いに恵み合う環境づくり、持続可能なものにすることが必要です。そのためには、農業を振興するだけでなく、地産地消や食育等を推進し、農業振興と地域の活性化を組み合わせたいと考えております。 | 農政課 |

| | 地区名 | タイトル | 意見等の内容 | 回答 | 担当課 |
|----|---------------|--------------------------|--|---|---------|
| 21 | 旗川地区(並木町(大門)) | 外部からの部活動指導員に関する懸念について | <p>学校における教員の負担軽減を解消するために、部活動指導員の外部からの採用が行われていることに、果たしてこの策が児童生徒個々にとって教育活動の向上に繋がるか疑問です。私自身教員生活を通し、部活動が子供たちの学校生活をどれだけ幅を広げ、また将来の人生において求められる多くの学びを実現してくれているかを痛感している。それだけに安易に外部指導者の導入での方策に疑問と不安を感じる。外部指導者の手当の一部を保護者に求めれば、自ずと金銭的な負担によって部活動参加が困難になるケースも当然考えられる。また、外部指導者の専門性は技術指導を近視的に見れば魅力的かもしれないが、学校教育は教室内の延長に放課後の活動が連動している。その日の出来事が放課後に大きく影響することは発達期の子供にはしばしばみられる。放課後の部活動の技術指導だけにばかりに解決を求めている、学校生活全体への負の影響が懸念される。昨今教育現場で報告されている児童生徒が性被害に苦しむ事例もしばしば報告されている。人選には慎重さが求められる。当然、学校の先生方との緻密な連携を取り、他校との試合等の場合の引率や日頃の教員の負担軽減には、教員数の増加を実現し少人数のクラスにより、個々の児童生徒に対するより緻密な十分な教育の実現を図ることだと確信する。少子化での学校再編により、目先の財政上の効率のみを優先せず、「国家百年の計である教育」実現に真摯に向き合っていくことを強く求めたい。教育にこそ効率は求めてほしくない。教員のみが免許更新を求められたり、モンスターペアレントに苦しんだり、いつもモグラたたきのモグラの状況ではますます教員希望者が減って質の高い教員の確保は困難になってしまう。</p> | <p>部活動の教育的な意義につきましては、ご意見の通りであると考えます。しかし、教員の業務が増大し、本来の業務に支障を来すようになっていることから、働き方の見直しが求められており、部活動もその対象となっていることはご存じかと思えます。国が公表した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」では、教員の負担軽減と生徒にとって望ましい指導の実現を図るため、休日の部活動について、令和5年度以降、段階的に学校教育から切り離し、地域部活動へ移行する計画となっております。</p> <p>本市では令和3年度に、栃木県から田沼東中学校がモデル校に指定され、たぬまアスレチッククラブに業務を委託し、全ての部活動を対象に地元の指導員に週末の部活動の指導を担っていただき、地域部活動推進事業を実施しております。事前に顧問と指導者間で活動内容等の情報を共有するようにし、活動時間を3時間程度と決め、効果的な活動を行っています。国の実践研究事業であるため、今年度までは、指導者への謝金、保険代、交通費、その他の事務費等の経費について、保護者の財政的な負担はございません。</p> <p>昨年度末にアンケートを実施しましたところ、教職員からは、休日が増えることでリフレッシュできる、教員にしかできない仕事ができる、などの好意的な意見が集まりました。また87%の生徒から、肯定的な意見が出ており、本事業に対する関係者の評価は高いと考えております。しかしながら、本事業を令和5年度以降全市で行っていくためにはご指摘のような、質の高い指導者を確保すること、指導者への謝金等家庭の金銭的負担が増えることなど、多くの課題もございます。栃木県や国とも連携を図り、準備を進めていきたいと考えております。教育の充実のためには、質の高い教員を確保することは欠かせません。今後も教員の配置に関しては県への働きかけを継続するとともに、負担軽減に向けた取組を進めてまいりたいと思っております。</p> | 学校教育課 |
| 22 | 旗川地区(並木町(田中)) | 小規模町会に対する市・地区での担当選出について | <p>当町会は、町会戸数が23戸と少なく、各世帯の内訳も二人暮らしや一人暮らしがほとんどで、新規入居者などありませんが、町会としての役割はなんとか果たしております。</p> <p>今後、市や地区での各担当役割の選出ができなくなってくるのではと感じております。市として、このような小町会の対応はどのように考えているのか。</p> | <p>人口減少や少子高齢化の進展に伴い、担い手不足、役員のなり手不足などにより、小規模な町会では運営が困難になる可能性があると考えております。その対応といたしまして、現在、町会長連合会において、町会の統合・再編について検討中であると同っておりますが、当市といたしましても、町会活動の維持・発展が図れるよう、統合・再編も含め町会の活動を後押しできるような体制につきまして、検討してまいりたいと考えております。</p> | 市民活動促進課 |
| 23 | 旗川地区(免鳥町(免鳥)) | 消防団の統合に伴う今後の地域防災のあり方について | <p>少子高齢化や個人の生活環境・ニーズの多様化に伴い、地域防災の中核をなす市消防団の組織再編の話題が出されております。今後の検討により、従来の分団が統合され、各分団員の縮小・廃止が出た場合、地域の防災活動の縮小や火災等における初期消火活動の遅れ、大規模災害時における町民避難や災害救助に不安があります。今後は、これまで以上の地域との連携(自治体との初期消火訓練の実施、避難場所・経路の周知、連絡体制の強化等)が必要と感じますが、地域コミュニティを所掌する自治会も高齢化により活動に制限が伴っている状況にあります。今後の持続可能な防災のあり方について、市のお考えをお聞かせください。</p> | <p>少子高齢化や就業構造の変化により、消防団員の確保が難しくなっており、消防団組織の適正化と再編については実施せざるを得ないと考えております。</p> <p>一方で、将来にわたり地域防災の中核をなすのは消防団であることから、再編等につきましては、地域の実情や地理的条件も踏まえつつ、各分団の管轄区域や出動体制の見直しなどを行うことで、消防力を維持し、地域の方の不安を招くことのないよう検討してまいります。</p> <p>また、地域防災力の充実強化につきましては、地域コミュニティと消防団の協力が非常に重要であることから、平時における訓練や協議等を通して顔の見える関係を構築するなど、連携体制の強化を推進してまいります。</p> | 消防本部総務課 |

| | 地区名 | タイトル | 意見等の内容 | 回答 | 担当課 |
|----|---------------|---------------------------------|--|---|-------------------------|
| 24 | 旗川地区(免鳥町(免鳥)) | 小中一貫校へのシフトに伴う市民への周知について | 本市においても少子化の進展による児童・生徒数の減少に対応し、平成27年1月に佐野市小中学校適正規模・適正配置基本計画を策定し、船津川小と植野小の統合、田沼地区及び葛生地区での小中一貫校の整備が進められているところです。また、今後、佐野西中学校区や城東中学校区における義務教育学校の整備を行うということですが、市民に対して、今後の整備スケジュールや児童の通学方法など説明が必要と思われます。市の考えをお聞かせください。 また、先生の業務量が多く、業務のブラッシュアップを始めとする働き方改革が求められておりますが、一方でPTAとの連携や地域コミュニティとの関わり方など一定程度継続する必要があると考えます。学校と地域の関わり方について、市の考えをお聞かせください。 | 義務教育学校の整備に当たり、保護者、学校、地域の皆様の協力が不可欠となりますので、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。西中学校区では、具体的には、義務教育学校の整備方針についての説明会を開催し、その後、整備スケジュールなどに関する説明会を開催していく予定でございます。城東中学校区義務教育学校につきましても、同様に進めていきたいと考えております。 (学校管理課) 近年、子供たちを取り巻く環境や学校の抱える課題が複雑化・多様化し、その課題の解決や子供たちの豊かな成長のためには、学校と地域が目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育むことが求められています。その有効な手段がコミュニティ・スクールを導入することといわれ、学校運営協議会が設置された学校を指します。学校運営協議会は学識経験者、保護者(PTA)代表、地域代表、地域コーディネーター代表、校長等で構成され、学校運営に関して一緒に知恵を出し合う組織です。すでにコミュニティ・スクールはあそ野学園義務教育学校に導入しており、令和8年度までに段階的に市内全小・中・義務教育学校に導入していく予定です。市としては導入することで、学校と地域が連携・協働し、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」を目指しております。 (教育総務課・生涯学習課) | 学校管理課 教育総務課 生涯学習課 |
| 25 | 旗川地区(免鳥町(免鳥)) | カーボンニュートラルを達成するための今後の市の取組方針について | 政府は2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすると宣言し、30年後に国内の排出量を13年度比46%削減する目標を掲げています。地球温暖化のスピードを少しでも遅らせるためには、これらの対策が極めて重要であり、国だけではなく、県・市・民間が連携して取り組むことが重要であると考えますが、市として今後どのように取り組んでいかれるのかお聞かせください。 また、太陽光発電も再生可能エネルギーとして重要ですが、政府による固定価格買取制度(FIT)の調達価格の低減や寿命を迎えたソーラーパネルの廃棄問題、リサイクル等課題も多いと思いますが、各家庭における普及促進のためにどのような対応を考えているのかお聞きください。 | 2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、市・市民・事業者が一丸となって取り組んでいかなければならない重要な課題であると考えております。そのために、本市では10月上旬を目途にゼロカーボンシティ宣言を行い、気運の醸成を図るとともに、市が率先して地球温暖化対策の取組を推進していくことが必要であるため、まずは市有施設等への再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいきたいと考えております。 また、太陽光発電設備につきましては廃棄等の問題が今後顕在化していくことと思います。10kw以上の事業用太陽光発電設備につきましては廃棄等費用の積立てが義務化されておりますが、住宅用太陽光発電設備につきましては、ソーラーパネル廃棄問題等を考慮にいたした上で、普及啓発に係る施策について検討してまいりたいと考えております。 | 環境政策課 |
| 26 | 旗川地区(免鳥町(免鳥)) | 物価高騰に伴う市民生活負担を軽減するための市施策について | ロシアによるウクライナ侵略から3か月が過ぎ、長期化の様相を呈しており、国内では原油価格、物価の高騰により市民生活に大きなダメージが出始めております。今後の市民生活負担を少しでも軽減するため、市ではどのような施策を考えているのかお聞かせください(ソフト・ハード両面)。 | 新型コロナウイルス感染症等の影響により、家計にダメージを受けている市民や売上が減少している市内の事業者を支援するため、昨年と同様にプレミアム付商品券の発行・販売とキャッシュレス決済を普及・促進するキャンペーンを実施します。 また、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けている事業者の負担の軽減策については、現在検討しているところです。 | 産業政策課 |
| 27 | 旗川地区(小中町(西)) | 台風により立ち枯れになった竹林の処理について | 旗川橋下流、東岸の竹林の中に台風の濁流で立ち枯れになった竹がまだ放置されたままです。市・県の職員の方に現地確認していただきましたが、いまだどうするか回答がありません。今は近所の方が一人で竹の伐採、立枯竹の片づけを行っています(地主ではありません)。市・県・国いずれの機関が対応していただけるか回答してください。また、西岸のサンリバー側は護岸工事が行われましたが、東岸の方はどのようにするのか計画はありますか。 | 旗川につきましては、栃木県管理区間となっていることから、佐野市としても河道の障害物除去等について、安足土木事務所へ要望をしていきたいと考えております。 旗川の河川区域に接続している左岸側の法定外水路については、市で草刈りを実施する方向で調整しております。 旗川左岸の護岸工事につきましては、栃木県安足土木事務所に確認したところ現時点では未定とのことです。 | 道路河川課 |
| 28 | 吾妻地区(高橋町) | 排水路・用水路の改善の進捗又は見通しについて | 栃木県県営基盤事業として排水路と用水路を改善するものであり、佐野市は平成31年度から実施予定となっておりますが、その後どうなっているのか、又は見通しはどうか教えてほしいです。(30年度に要望書提出済) | 本事業の実施主体である栃木県安足農業振興事務所に確認いたしました。本事業において、今後14か所の用排水路改修が予定されており、ご要望の箇所は事業順位で9番目、工事着手は令和7・8年頃を見込んでいるとのことです。 | 農政課 |

| | 地区名 | タイトル | 意見等の内容 | 回答 | 担当課 |
|----|---------------|----------------------------|--|--|-------|
| 29 | 赤見地区(赤見町(市場)) | 民生委員・児童委員の人材不足と報酬制への転換について | 民生委員・児童委員のなり手が少なくなっており、決められない。無報酬でできる人材が減っており、2万/月程度の報酬制への転換が必要では？ | 民生委員児童委員の推薦につきましては、日頃より町会の皆様にご協力をいただき感謝申し上げます。また、近年の少子高齢化に伴い、民生委員児童委員に限らず、町会役員等、なり手が少なくなっているとお声もいただいております。推薦には大変ご苦勞をおかけしております。ご提案のように、人材不足解消策として、報酬制にすることも一案ではありますが、民生委員制度は創設当時より「無報酬」を誇りとしており、そのことが平成29年に民生委員100周年を迎えた際にも、全国民生委員児童委員連合会等で語られているところです。これらの趣旨から、本市といたしましては現在のところ「無報酬」でお願いしているところでございます。今後、社会情勢を鑑み、民生委員児童委員のなり手不足の解消に向け、方策を検討してまいりたいと考えております。 | 社会福祉課 |
| 30 | 赤見地区(赤見町(町屋)) | NTT電柱の移動等について | 町内にあるクリニックの道路反対側にありますNTTの電柱(北幹3)が道路上に立っているため、自動車による接触事故が過去2~3件発生して危険であります。また、赤見小学校の通学路上にあり、児童の交通安全上危険であると思えます。つきましては、行政(市役所の担当課)からNTT当局へ話していただき、安全対策を講じていただくようお願いいたします。できれば、安全な場所への移動や看板等の設置などです。よろしくご検討ください。 | 本件について、NTT担当部局へ相談したところ、既に安全対策は済んでいるとの回答でした。また、このような施設(電柱)に対して、ご不明な点がある場合には、「不安全施設」担当部局が設置されているので、「113」又は「0120-444-113」へお問合せをお願いしたいとのことです。なお、電柱については、原則、民有地への建柱を指導しているところではありますが、民有地の状況(出入口等)により建柱することが難しい場合には、やむを得ず道路に設置することを認める場合があります。 | 道路河川課 |
| 31 | 赤見地区(石塚町(緑)) | 田沼方面に向かう路線バスがないことについて | デマンド・路線バスがありますが、佐野市方面に向かうのはありますが、田沼方面に向かうのがないので、老人が市民病院、ナフコ、ベルク等に行きたくても行けない状況です。 | 効率的な公共交通ネットワークを形成するには、市外との交通結節点である鉄道駅と市内各地域を結ぶことが重要であり、路線バスやデマンド交通が担うべき役割と考えております。こうしたことから赤見地区の路線バス・デマンド交通についても佐野駅と地域を結んでいます。今回、「路線バス・デマンド交通を田沼方面に運行して欲しい」とのご意見ですが、現在の路線バスの運行経路やデマンド交通の運行区域を変更しますと現在、佐野駅方面に向かう利用者に影響がでることや地域のタクシー事業者との競争が発生するおそれもあることから、困難であると考えております。本市では、高齢者のタクシー運賃助成制度を実施しており、タクシー運賃の3割(1500円上限)を補助しております。また、利用目的も通院のみではなく、市内での買い物等にも利用できます。利用回数につきましても制限を撤廃し、何回でも利用することができます。本市では、タクシーも重要な移動手段と考えておりますので、タクシーでの移動もご検討いただければと考えております。 | 市民生活課 |
| 32 | 赤見地区(寺久保町) | 太陽光発電設備建設における地元説明について | 当町会では、近年、空き地に太陽光発電設備が建設されてきております。日照時間や地価が安いことが影響しているのではないかと感じております。先月開催された役員会の席上、松葉地内で太陽光発電の事業を実施した会社が、今度は般若地内の人が住んでいる民家の裏山で太陽光発電事業を計画していて、不動産屋が地権者宅を訪問し、用地交渉を行っているとの話がありました。まだ計画段階ですが、松葉地内では町会として事業を行っている会社が分からず、市の担当課にお邪魔し、会社に連絡を取ってもらい、2020年3月24日に会社の担当と打合せを行い、その中で3月31日に完成引渡しを受けて3者に分割して売却するとのことでした。松葉地内は人家から離れた農地や林でしたが、今回の場所は生活している人家の裏山で計画されているため、土地造成による土砂流出や太陽光パネルの反射熱及び排水問題をどうするのか、まだ計画段階ではありますが、設置申請書が提出された時点で地元町会との事前打合せを持つようにご指導よろしくお願いいたします。 | 佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例における「保全地区」内で行う事業または事業区域の面積が5万㎡以上の事業については、本条例に基づく事前協議及び許可が必要です。本条例において、この事前協議の際の事前説明会を義務としているため、事業者に対して、近隣住民等への説明会を開催するよう指導しております。事前協議及び許可が不要な事業につきましても、本条例第5条に基づき、近隣住民等との良好な関係を保つよう説明してまいります。 | 環境政策課 |

| | 地区名 | タイトル | 意見等の内容 | 回答 | 担当課 |
|----|-----------|----------------------------|---|--|-------|
| 33 | 栃本地区(栃本上) | 秋山川河川敷の立木撤去計画を県に要望することについて | 令和元年の台風19号の約2か月前、秋山川に流木が流されていて県に(安蘇庁舎)状況を報告しました。すぐに対応して小枝の伐採はしたものの水量が多く流木の撤去まではできず台風19号で下流に流されたようです。特に栃本地区を中心として安蘇川橋から唐沢橋、そして田の入橋の南ぐらいまでが特に立木で秋山川が林のような状態で通常では川幅より立木の部分の幅のほうが広いです。台風19号では上流より流れてきた製材するための切り出した原木とともに、立木をなぎ倒し各橋の橋脚に堆積して甚大な被害をもたらしました。約10年前に北関東自動車道の付近の伐採したのを覚えています。今では当時の大きさになり秋山川も雑木林の状態です。根元からの撤去費用で多くの人たちの生命と財産を守ることができます。今後は年度計画立案して撤去するように県に要望していただきたい。 | 秋山川につきましては、栃木県管理区間となっていることから、佐野市としても河道の障害物除去等について、安足土木事務所へ要望をしていきたいと考えております。河道内の立木等の伐採について、安足土木事務所を確認したところ、河川管理上支障があると判断されるものについては、適切な管理に努めるとの回答がありました。 | 道路河川課 |
| 34 | 栃本地区(栃本下) | 道路側溝のヘドロ撤去について | 昭和40年代は町内一斉に家庭ごとにヘドロ除去(どぶさらい)をやっていました。その後、側溝にコンクリートの蓋がされてしまい、ヘドロ除去はできない状態です(やっているのを見たことはありません。)。※コンクリートの蓋は厚く重いので専用工具が必要、枚数が多く置き場がない。さらったヘドロを速やかに撤去できない。側溝の状態は、①ヘドロがかなり堆積していると推測、②夏場は悪臭が漂う、③衛生的にも良くない、④大雨時は汚物が溢れ広がるおそれがある。 | 市道等の側溝の清掃につきましては、基本的に地元の方をお願いしております。市では、側溝蓋を開ける器具の貸出しや、さらった土砂等の運搬処分等を行っておりますので、清掃の際は事前に道路河川課へご相談をお願いします。 | 道路河川課 |
| 35 | 栃本地区(栃本下) | 栃本地区コミュニティセンターの第二駐車場整備について | 栃本地区コミュニティセンターの駐車場が、過日、沈下箇所の補修と区画線が設置され再整備されました。結果、面積は同じでも機能的に拡大されたように思えます。施設がその機能を十分に発揮するには、必要な付属物が備わっていないかならないことを強く感じました。さて、当施設の駐車場の広さは、通常は足りていると思いますが、多くの人が集まる催し物の時や、その発生が無視できなくなった災害時には不足します。そこで、当施設から東に50mほどのところにある栃本区の土地を利用して第二駐車場を整備すれば、当施設のさらなる機能アップにつながると思います。 | 栃本地区コミュニティセンターの利用状況等を確認いたしまして、ご提案いただいた第2駐車場整備の有用性を検討してまいりたいと考えております。 | 生涯学習課 |
| 36 | 栃本地区(栃本下) | 秋山川河川敷の立木伐採について | 栃本町流域の秋山川河川敷には、高木になった立木が林のようにになっている場所があります。2019年の水害では、流木が橋脚に引っかかっている場所がいくつもありました。これらの立木は、増水時に水流を止めてしまうし、景観を悪化させてごみの不法投棄にもつながります。基本的には、行政対応で立木を根から取り除くことを希望しますが、処分費用の予算確保も大変かと思えます。そこで、大木は行政側に伐採していただき、その後は「唐沢山城跡ムカデ退治」のように、毎年住民とボランティアによって低木を切ることを事業化できないでしょうか。事業化のご検討をお願いします。 | 秋山川につきましては、栃木県管理区間となっている事から、佐野市としても河道の障害物除去等について、安足土木事務所へ要望をしていきたいと考えております。河道内の立木等の伐採について、安足土木事務所を確認したところ、河川管理上支障があると判断されるものについては、適切な管理に努めるとの回答がありました。 | 道路河川課 |
| 37 | 栃本地区(栃本下) | 空き地、休耕地の雑草対策について | 空き地、休耕地の雑草対策を講じてもらいたい。夏は害虫、冬は枯れ草の火事が心配です。 | 佐野市きれいなまちづくり推進条例第2条第7号に定義される空き地等に該当する際は、通報者からの内容を基に、現場確認、所有者等の登記情報を取得した上で、所有者等へ同条例第11条に基づく適正管理を要請いたします。なお、休耕地の場合は、佐野市農業委員会に情報提供を行い、佐野市農業委員会から所有者等に適正管理を要請する場合もございます。 | 環境政策課 |

| | 地区名 | タイトル | 意見等の内容 | 回答 | 担当課 |
|----|-------------|-------------------------------------|--|--|----------------|
| 38 | 栃本地区(栃本下) | 空き家問題について | 空き家周辺の枝木や雑草が伸び放題になり、隣近所の家で迷惑を被っていたり、枝が道路に覆い被さるように伸びています。また、ごみの不法投棄もあります。 ・枯葉の吹きだまりが虫の発生や蛇、ムカデ等の棲み処になることもある。 ・カラスや野良猫がごみをあさることにより風で飛び散ってしまいます。 素人考えですが、私有地内のため法的問題があるとは思いますが。道交法ほかいくつかの法令適用により作業が可能になるのであれば、市役所や警察署に事前申請し、認可されたら町内会で作業実施する。このようなことが可能なかを含めたご検討をお願いします。 | 佐野市きれいなまちづくり推進条例第2条第7号に定義される空き地等に該当する際は、通報者からの内容を基に、現場確認、所有者等の登記情報を取得した上で、所有者等へ同条例第11条に基づく適正管理を要請いたします。なお、空き家の場合は建築住宅課へ情報提供を行い、対応を要請しております。 道路等に飛散したごみ等の処理に関しましては、周辺環境美化のために町会等が行う活動を支援しております。収集したごみは、町会等より指定された場所まで市の担当者が収集にお伺いいたしますので、事前に環境政策課までご連絡をお願いいたします。 (環境政策課) 空き家とその敷地(立木の含む)の適正な管理については、空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)により所有者の責務として定められております。周辺に迷惑を及ぼす空き家の草木の繁茂など、所有者に代わっての処分行為につきましては所有者の了解が必要となりますので、随時、建築住宅課へご連絡いただければ、職員による現場確認と所有者への通知をさせていただきます。 (建築住宅課) | 環境政策課 建築住宅課 |
| 39 | 田沼北部地区(下多田) | 旧田沼の地区公民館を始め旧田沼の情報がHPから欠落していることについて | 高齢社会、人生100年の時代に入った。市の生涯学習の意義はますます大きなものになっている。佐野市のホームページから「公民館」を検索してみる。「田沼北部地区公民館」がどうしても出てこない。紹介されているのは、地区公民館があり、職員が配置されている旧佐野市と旧葛生町の地区公民館と旧田沼町の中央公民館のみである。旧田沼町の地区公民館は、全てホームページには載っていないのである。市は、生涯学習に力を入れ、情報を伝えているが、旧田沼町の情報は欠落しているのが現状です。合併18年が経過しました。市の現状認識と、今後の対応をお聞かせください。 | 市のホームページに掲載しています地区公民館は専用施設のみの掲載でしたので、他の施設と併設された田沼地区の公民館の掲載がない状況でございました。すでにホームページは修正いたしました。大変申し訳ございませんでした。 | 生涯学習課 |
| 40 | 戸奈良地区(戸奈良東) | 地区公民館機能の充実について | 旧佐野市及び葛生町の地区公民館には、常勤の職員が配置され、地域住民の生涯学習を支援する体制が整えられています。旧田沼町の場合、これまで何度となく地区公民館への人員配置をお願いしてきたところですが、進展は見られず、地域の人々の豊かな学び、生涯学習の機会が十分に確保される環境にありません。今後、社会の価値観の変容や少子化の進展など地域の人々のより良い人間関係づくりは地域の大きな課題となります。この解決を図る上でも地区公民館活動の充実が、極めて重要であり、常勤の公民館主事の配置を強くお願いします。 | 田沼地区の地区公民館につきましては、田沼中央公民館を除く11の各公民館に、それぞれ非常勤職員として館長と主事を配置し公民館活動を支援しており生涯学習課もできる限りの協力をしているところでございます。常勤職員の配置につきましては、財政面や人材確保等、様々な課題がございますので、引き続き研究してまいりたいと考えております。 | 生涯学習課 |
| 41 | 戸奈良地区(戸奈良東) | 旗川河川敷の運動場の改修について | 旗川河川敷の運動場は、台風19号の災害復旧工事により従来どおりの野球、ソフトボール、ゲートボール用コートが原状復帰となりました。しかし、現在、そのコートを利用している人の姿はほとんど見受けません。地域の人々の声としては、サッカー、グランドゴルフ、ターゲットバードゴルフとして利用できるよう改修してほしいと望んでいたところです。今後の利活用を想定した改修をお願いします。 | 「サッカー、グランドゴルフ、ターゲットバードゴルフとして利用できるよう改修してほしい」とのご要望ですが、サッカーのように他の利用者の支障にならない範囲でプレーをしていただくようお願いいたします。 | 都市整備課 |
| 42 | 三好地区(船越北) | 旗川の堆積土砂撤去について | 船越地区を流れる旗川の堆積土砂の撤去を安足土木事務所を通じ県に毎年要望しておりますが、安足土木事務所からは「令和元年の台風19号による災害以降、旗川の下流から整備を進めており、船越地区の整備(土砂除去)はいつになるかわからない」との回答です。特に船越地区は土砂の堆積量が異常に多く、河川流量が著しく低下しており、令和元年のような豪雨に見舞われると堤防の決壊や越水の危険があります。地域住民の安心安全のため、早期の堆積土砂の除去を要望します。 | 旗川につきましては、栃木県管理区間となっていることから、佐野市としても河道内の障害物除去等について、安足土木事務所へ要望をしていきたいと考えております。 河道内の堆積土砂の撤去について、安足土木事務所へ確認したところ、河川管理上支障があると判断されるものについては、適切な管理に努めるとの回答がありました。 | 道路河川課 |

| | 地区名 | タイトル | 意見等の内容 | 回答 | 担当課 |
|----|-----------|-------------------------|--|--|-----------------|
| 43 | 三好地区(船越北) | 早期の耕作放棄地解消対策について | 山間地の共通の課題ですが、三好地区においても農業従事者が高齢化し後継者もいないため、耕作放棄地が年々増加しております。耕作放棄地は次第に山林化し、イノシシ等獣の住み処になると予想されます。山間地の田畑は高低差があるため、田畑1枚当たりの面積が小さく、大型機械の使用が困難で作業効率が悪い状況です。農協でも耕作放棄地対策は行っているようですが、大規模経営の農家为中心で、山間地の零細農家にはあまり支援がない状況です。今後山間部は耕作放棄地が急激に増加すると思われるので、早期の耕作放棄地解消対策を要望します。 | 中山間地の耕作放棄地は、ご指摘のとおり、離農や不在地主の増加で、面積、筆数ともに増加に推移、また、荒廃地化により地主や耕作者の当事者だけでは解決が難しくなっております。市としましては、地域の現状や営農状況を踏まえ、地元町会や農業委員、栃木県、JA佐野等の関係機関と連携を図りながら、様々な手を尽くしてまいりたいと考えております。 | 農政課 |
| 44 | 野上地区(御神楽) | ハイキング・軽登山コース(里山)の整備について | 市内には、唐沢山・三轟山のほかにも三床山・氷室山・熊鷹山など著名な山がたくさんあります。市内外から時折ハイカーに魅力ある山がありますが、駐車場・ごみ回収等種々の問題を抱えているようです。野上地区にも金原山、高島屋山、蓬莱山・三滝などハイカーに魅力ある山がありますが、近年鳥獣被害の進展により防護策、電気柵等の設置により入山するのが難しい状況になっております。健康志向の高まりにより里山ハイキングは老若男女を問わず人気があるようです。お隣の足利市は山林火災に見舞われたにもかかわらず里山登山を観光の一部ととらえ、コースの整備・パンフレットの充実を進めているようです。健康増進、里山の復活一助にもなると思われるので、市民及び近在地域住民を取り込んで、観光事業の一環としてのハイキングコース・軽登山コースの整備について市の考えをお聞かせください。 | いわゆる登山道は山仕事、山岳信仰、峠の往来などに昔から利用されていた道を登山者が利用することにより自然発生的に成立したものが多く占めています。そのため、登山道等は個人所有地も通っており、慣習により利用が容認されているものと考えております。ハイキングコース・軽登山コースとして利用する場合は、借用申請の手続、用地測量等の整備費、維持管理費を含めた多くの費用がかかることが予想されます。また、コース内に民有地がある場合には、その借上げ等の課題がございます。コース整備につきましては、これらの課題とあわせてハイカーのニーズと動向を今後見きわめながら研究課題とさせていただきたいと考えております。 | 観光推進課 |
| 45 | 野上地区(長谷場) | 旧野上小学校校舎の取扱いについて | 数年前、旧校舎を利用しキクラゲ栽培工場立地の計画があり、地元としてはかなり期待しておりましたが、いつの間にか無くなってしまい、その後は何もありません。この建物は、他の校舎と違い、新たな耐震化が図られてなく、このままではさまざま呼び掛けても利用しにくいのではないかと推測しています。地元としても、この建物は子供たちの学び舎として長年の思い出もあるわけですが、風雨にさらされ、毎年徐々にコンクリートが変色し、寂れていく姿を見るのにつらいものがあります。この建物の今後の取扱い方針や計画などをお伺いいたします。 | 旧野上小学校の跡地活用については、事業者負担による校舎の耐震化や、校舎を除いた体育館と校庭の活用など、現在の状況に応じた募集要件を検討してまいります。また、今後も校舎の老朽化が進み、安全性が懸念される場合には、危険建物として将来的な解体撤去も含めて検討してまいります。 | 財産活用課 |
| 46 | 野上地区(長谷場) | 作原沢入線開通後の方針について | 2019年の大雨により、作原蓬莱トンネル手前の斜面が大規模に崩落し、佐野市唯一の群馬県へ抜けられる林道作原沢入線が通行止めとなって3年となります。その間、崩落斜面の工事が進められてきており、今年中には完成し、安全が確保される見込みと聞いており、来年の春には熊鷹山周辺のやしおつじが見られるのではと期待しております。市長のあいさつなどにも、展望台や群馬県みどり市との交流など開通後の計画が語られておりますが、改めて、そのお考えをお聞かせください。 | 林道作原沢入線の展望台の整備でございますが、現在、同林道は栃木県の治山工事により通行止めになっておりまして、通行再開の状況に合わせ、新たな観光資源としての整備に向けた調査を実施してまいりたいと考えております。開通後の群馬県みどり市との交流につきましては、現在、みどり市を含む両毛7市(桐生市、太田市、館林市、伊勢崎市、みどり市、足利市、本市)から成る両毛地域・東武鉄道観光誘客連絡会議に参画し、様々な観光誘客施策を検討しておりますので、引き続き、各市連携した観光誘客の推進に努めてまいりたいと考えております。また、みどり市との交流につきましては、相互に観光パンフレットを設置する等進めております。今後、合同でのイベント等の実施についても検討してまいりたいと考えております。 | 観光推進課 農山村振興課 |
| 47 | 野上地区(白岩) | 町会の合併について | 少子高齢化による人口減少により、集落や班の消滅が近づくなか、行政として町会の合併についての考えは。 | ご指摘のとおり、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、担い手不足、役員のなり手不足などにより、小規模な町会では運営が困難になる可能性があると考えております。その対応といたしまして、現在、町会長連合会において、町会の統合・再編について検討中であると同っておりますが、当市といたしましても、町会活動の維持・発展を図れるよう、統合・再編を検討したいとする町会を、後押しできるような体制につきまして、検討してまいりたいと考えております。 | 市民活動促進課 |

| | 地区名 | タイトル | 意見等の内容 | 回答 | 担当課 |
|----|-----------|-----------------------------|--|--|--------|
| 48 | 野上地区(上作原) | 害獣(猪・猿・山ヒル)の駆除について | 猪の被害については市の対応のおかげで以前よりは改善しておりますが、ここ暫くは檻やワナに慣れてしまったようで捕獲数も減少し、被害も再増しつつあります。 猿については、畑作をあきらめた農家がおおいたため、民家に直接押し入ったりするありさまで、危なくて老人・子供を一人にできないとの声も聞こえてきます。わずかに残った畑作業中には、動物たちが運び込んだ山ヒルにかまれるといった状況で、地域住民はほとんど困り果てております。 もう一歩進んだ害獣駆除について、市の考えをお聞かせください。 | 野生獣による被害対策として、第1に藪や草むらなどの刈払いや収穫しない果樹などの放任果樹、廃棄農産物、生ごみ等の除去といった対策による「環境整備」、第2に有害鳥獣の侵入を防ぐため電気柵や侵入防止柵の設置、家屋の戸締りや隙間の封鎖等の対策による「被害防除」、第3に有害鳥獣の「捕獲」です。どれか一つのみを実施するだけでは効果は小さくこれらを一体的に実施することにより被害を軽減できると認識しております。 サルについては、これらの対策に加え、地域やグループで協力体制を築いた上での徹底した追払いを行うことが大切です。 なお、本市では大型捕獲おりを5基保有していますので出没状況に対応した捕獲を行ってまいります。 また、ヤマビル対策については、予防対策として、吸血されにくい服装、忌避剤の使用、吸血されないよう行動に気を付けるなど、情報提供や注意喚起看板の設置、リーフレットの配布などをしております。 | 農山村振興課 |
| 49 | 新合地区(山形) | 道路改良・修繕工事の予算の増額について | 道路改良・修繕工事の予算の増額を望みます。山形町会では、10年以上も前から地区内市道の改良修繕工事を何件か市に対して要望しておりました。しかしながら一向に手が付けられておりません。市担当部門と何度か打合せを持ちました。担当者には真摯に対応していただきましたが、予算が少ないため、当面对応できない、対応できたとしても相当の時間を要するとの回答をいただきました。市民の安心安全に関わる問題ですので、予算の増額により対応可能な環境を作ってほしいと思います。 | 生活道路の整備、道路施設の維持管理・保全・更新は、経済活動の円滑化や市民生活の安全性・利便性の向上にはなくてはならないものと認識しております。しかしながら、道路を常に最良の状態に維持し、かつ、地元の新規要望に対して応えていくには多額の費用が必要となることから、限られた財源の中、事業箇所の精査を行い、コスト縮減を図るなど、できる限り市民生活に支障を来さないよう、効率的に実施しているところでございます。厳しい財政状況ではありますが、安全な生活基盤が保てるよう、できる限り予算の確保に努めてまいりたいと考えております。 | 道路河川課 |
| 50 | 新合地区(梅園) | 自然環境破壊の開発から地域住民を守る条例の制定について | 梅園地区は、昭和50年代に岩石採取、平成に残土、令和にコンクリート骨材の堆積、山の急斜面に太陽光パネル建設があった。その都度、安全安心な暮らしを守るため、住民が集い、対策を話し合い、議員や行政と連携し、環境保全のため、事業者に対応してきた歴史があり、今でも続いている。現在は、県に無許可で堆積したコンクリート骨材の被害に困惑している。強風時では、付近一帯が白い粉塵で覆われ、外出することすら不安である。日常的に飛散し、洗濯物や布団が干せずに乾燥機を使用し、電気代に負担が出ている。また、大雨で白濁した汚染水が農業用水路に流入することや骨材崩壊による道路寸断等の不安がある。 市は、自然環境の素晴らしさを誇り「水と緑と万葉の街」を唱えている。しかし、現在の太陽光パネル等の林地開発許可条件は緩く、このまま開発が進めば、さらに景観が壊れ、土砂災害警戒区域が増え、被害を被るのは住民である。そして、復旧は住民と消防団と市が対応し、費用は許可した市等の負担という矛盾が生じる。今後、首都圏での道路やビル等の工事が活発化すれば、大量の産業廃棄物が発生し、処分場が必要となる。事業者は、規制の緩い自治体の小規模林地や田畑を候補地に探し、安易な届出で許可を得て開発しようとしている。しかし、梅園には今以上絶対に環境破壊はさせたくない。なぜなら、一中山間地域で発生した大気汚染や水質汚濁は、長い年月を経れば市街地住民にも悪影響を及ぼす市全体の大きな問題になるからである。 市は、足尾鉍毒の被害から立場の弱い地域住民を守るため、私財を投じ生涯をかけ闘った田中正造が生まれた町である。共に活動した先人も多く、梅園にも存在した。市は、観光活用のみでなく、翁の理念を継承し、自然環境破壊の開発から市民の安全安心な暮らしを守るため、将来を見据え、他市町のモデルとなる条例を制定する等、早急な対応をお願いしたい。 | 本市では「佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例」を定めております。事業区域の面積が5万平方メートル以上の設置事業又は条例第9条第1項に規定する「保全地区」内での設置事業を行う場合に市の許可が必要になります。許可に際し、本条例第14条第1項及び条例施行規則第10条に、自然環境を維持し、安全で安心な生活環境を保全するための基準を設け、その基準を満たす設置事業について許可をしております。 事業者に対しましては、本条例に基づき、この基準を満たすよう、また、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは市民の生活環境への被害が発生する事態が生ずることのないよう必要な措置を講ずるよう説明してまいります。 現在、環境保全に関しては、「きれいなまちづくり推進条例」など、いくつかの条例で対応させていただいております。今後は、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、国・県の動向を注視するとともに、他市町の情報を収集しながら調査・研究をしてみたいと考えております。 | 環境政策課 |

| | 地区名 | タイトル | 意見等の内容 | 回答 | 担当課 |
|----|------------|---------------------------------|---|---|----------------|
| 51 | 新合地区(閑馬下) | 空き家、耕作放棄地等の対策について | 過疎化と高齢化の波が加速しています。すでに中山間地域では、空き家、耕作放棄地等で荒野化しています。空き地活用の名目で太陽光発電設備等が乱立しています。自然が失われ、災害の発生のおそれ(現に発生あり)があります。ますます住みづらい環境になっています。早期に対策・本腰を入れないと、誰もいなくなります。 | 空き家の問題につきましては、随時、建築住宅課へご連絡いただければ、職員による現場確認と所有者への通知をさせていただいております。 (建築住宅課) 本市では「佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例」を定めております。事業区域の面積が5万平方メートル以上の設置事業又は条例第9条第1項に規定する「保全地区」内での設置事業を行う場合に市の許可が必要になります。許可に際し、本条例第14条第1項及び条例施行規則第10条に、自然環境を維持し、安全で安心な生活環境を保全するための基準を設け、その基準を満たす設置事業について許可をしております。事業者に対しましては、本条例に基づき、この基準を満たすよう、また、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは市民の生活環境への被害が発生する事態が生ずることのないよう説明してまいります。 (環境政策課) | 建築住宅課 環境政策課 |
| 52 | 新合地区(閑馬上) | 閑馬上区の太陽光発電所設置事業の進捗について | 閑馬上区の太陽光発電所設置事業について、前町会長と業者間で承諾書の締結がしてあるが、現在地域全員が賛同しているわけでない中で町会として同意できないが、今後どのように事業が進むのか、市として把握していればお聞かせ願いたい。 | 当事業について、相談はございましたが、まだ、届出は提出されておられません。今後届出が提出されれば、情報公開請求により書類等を閲覧等することは可能です。事業者は、佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例第5条に基づき、近隣住民等と良好な関係を保つ責務があるため、市としましては、事業者に対し近隣住民等へ当該設置事業の周知を図り、理解を得るよう指導してまいります。 | 環境政策課 |
| 53 | 新合地区(閑馬上) | 市道閑馬105号線の拡幅整備について | 市道閑馬105号線の拡幅整備について、特に閑馬小学校東下については幅員がなく、たびたび車のミラーの接触事故等が発生しています。今後の拡幅整備の予定についてお聞かせ願いたい。 | 市道105号線の拡幅整備につきましては、全体の要望区間のうち、旧閑馬小学校南入口交差点から南約300m区間を平成30年度までに整備を完了しております。現在は、主要地方道桐生田沼線との交差点部から北へ50m区間について拡幅を行う計画で、整備を進めております。それ以外の要望区間につきましては、全線に渡って、道路と隣接地権者との境界を決める境界確認の立会を行いました。境界が決まらなかった箇所がございました。道路を拡幅する場合は、隣接する土地所有者の用地等の協力はもちろん、地域住民の理解とご協力が必要となります。現在整備予定の区間の整備後につきましては、地元関係者と協議を行い、方向性を検討していきたいと考えております。 | 道路河川課 |
| 54 | 新合地区(閑馬上) | 閑馬小跡地の現在の状況及びプロポーザルとして重視する点について | 閑馬小学校の利用について、当町会で行った閑馬小跡地利用において行政の判断に任せるといった回答が多数であった。また、閑馬小を閑馬のシンボリック存在と回答された方も多くおられた。このようなことから、閑馬小跡地の今後活用については、町会として強い関心をもっていることから、現在の状況及びプロポーザルとして重視する点等をお聞かせ願いたい。 | 令和2年8月に策定した「あそ野学園義務教育学校及び葛生義務教育学校の開校に伴う学校跡地の個別活用方針」において、旧閑馬小学校は民間等施設としての活用区分に位置付けし、現在、事業者募集に向けて準備を進めております。プロポーザルを実施する際には、雇用の創出や地域経済の活性化、地域コミュニティへの協力など、地域貢献に関する事項を重視していきたいと考えております。 | 財産活用課 |
| 55 | 新合地区(下彦間下) | 市道8071号線の整備について | 市道8071号線(正光寺橋とその前後の道路整備)について、現在の検討状況と今後の見通しをお聞かせ願いたい。よろしく願います。 | 現在の検討状況につきましては、準備的な業務であります。要望区間に隣接する地権者等を含む用地調査を行ったところでございます。一方で、市内の600橋を超える橋梁や市有施設の適正配置、既存施設の老朽化への対応など、多くの課題があるところでございます。特に、新設投資については、非常に難しい状況でございます。公共インフラの在り方を総合的に判断して、市全体でバランスをとりながら検討してまいりたいと考えております。 | 道路河川課 |

| | 地区名 | タイトル | 意見等の内容 | 回答 | 担当課 |
|----|------------|------------------------------|--|--|--------|
| 56 | 新合地区(下彦間上) | 下彦間小跡の管理における散布器と飲料水の提供について | 昨年4月より閉校となった下彦間小学校の管理について、財産活用課との話し合いで下彦間町会で受け持つこととなり、昨年度は除草剤を役所より提供を受け、大変助かりました。また、今年度は除草剤に加えて刈り払い機の燃料の提供も受け、ありがとうございます。 今後も継続していくことを考えて、現在、校庭や敷地内の除草剤の散布・刈払いは現在ボランティア本人の機材を使用しています。できましたら散布器1台くらい町会に貸し出していただければと考えています。 さらに、活動日の参加者に対して飲料水の提供もいただければ大変ありがたいのですが、検討をお願いします。 | 閉校となった旧下彦間小学校の管理について、ご協力いただいていることは大変ありがたく、感謝申し上げます。要望については検討してまいりたいと考えております。 | 財産活用課 |
| 57 | 飛駒地区(飛駒1区) | 鳥獣被害と皆伐起因の土砂崩れの懸念について | 鳥獣害被害(サル) 皆伐で裸山。土砂崩れ心配。指導をお願いします。 | 野生の鳥獣による被害対策は、「環境整備」「被害防除」「捕獲」の各対策に加え、サルについては、地域やグループで協力体制を築いた上での徹底した追払いを行うことが大切です。なお、本市では大型捕獲おりを5基保有していますので出没状況に対応した捕獲を行ってまいります。また、森林法の規定により、森林を皆伐した場合、5年以内に植栽等の森林に戻す作業が義務付けられております。植栽等を行っていない場合は市による指導を行ってまいります。今後も指導により森林が適切に維持されるよう努めてまいります。 | 農山村振興課 |
| 58 | 飛駒地区(飛駒2区) | 近沢林道の盛り土について | 近沢林道の飛駒側で残土の盛り土がかなり高く積まれている。林道通行する車等に落石や大雨による土砂流出等が考えられる。佐野市としての考えを伺いたい。 | 林道管理者としまして、林道の安全な通行のため、林道上への土砂の流出に対しては、土砂の撤去を要求していきます。また、大雨時などをはじめとしてパトロールを実施し安全な林道維持に努めてまいります。 | 農山村振興課 |
| 59 | 飛駒地区(飛駒3区) | 飛駒小学校跡地の公募型プロポーザル方式による募集について | 旧山形小学校跡地については、募集の要件が整い、公募型プロポーザル方式により事業者が特定されたと聞いていますが、旧飛駒小学校の跡地についての募集時期や条件等、今後の進め方をどのように考えていますか。 また、飛駒の地域では、小学校の閉校当初から学校跡地の活用について意見交換を行ってきましたが、本年4月に小学校跡地を核とした飛駒の小さな拠点づくりを目指して「飛駒のSDGsを考える会」が立ち上がりました。公募型プロポーザル方式による募集に当たって、考える会への期待や連携をどのように考えますか。 | 旧飛駒小学校については、今年秋頃には募集を開始したいと考えております。募集する際には、地域活動への理解や避難所利用の協力など、地域貢献ができる事業者を募り、その事業提案を審査し事業者を特定します。その後、令和5年3月までには特定された事業者と契約を締結したいと考えております。その間、事業の進捗状況等につきましては、地域住民の皆様にお伝えしてまいりたいと考えております。また、特定された事業者が地域住民と連携していくことは重要であると考えております。 | 財産活用課 |
| 60 | 飛駒地区(飛駒3区) | 飛駒地区の公共施設の今後のあり方について | 小学校が閉校となった山村に新たに住もうとする子育て世代はなく、人口減少・高齢化が進む飛駒の地域で、残された支所、診療所(、郵便局)は、地域住民生活の拠り所になっています。同時に児童数の減少が原因で閉校になった小学校のように、これらの施設もいずれ閉鎖されるのではないかと強い危機感を抱いています。 住民サービスの維持、行政の効率化等々を考えたとき、これらの施設のあり方、今後をどのように考えていますか。飛駒の10年後、20年後の施設はどうなっていますか。 | 平成30年3月に策定した「佐野市市有施設適正配置計画」において、市有施設の具体的な方向性を示させていただきました。当計画では、地域の皆様の日常生活に関連のある施設として、飛駒支所の入る飛駒基幹集落センターは「改修/更新・現状維持のCグループ」、飛駒診療所は「統合・複合化のBグループ」に位置付けております。 このグループ分けは、直ちに廃止するという方向性を意味するものではありませんが、今後の状況によっては方向性グループの変更もあり得ます。その際は、市の考えやアイデアなどを地域の皆様にお示ししながら意見交換を行い、合意形成を図った上で適正な施設配置を行ってまいります。 | 行政経営課 |

| | 地区名 | タイトル | 意見等の内容 | 回答 | 担当課 |
|----|------------|---------------------------|---|--|------------------|
| 61 | 葛生地区(泉町) | 葛生小学校閉校後の跡地及び建物の利用計画について | 自治会活動の拠点である公民館も葛生地区の各町内会では建築後相当な年月が経過し老朽化も進んでおります。今後は、修繕にかかる費用も町会の世帯数が減少している中で一層厳しい状況になってきます。そこで、今回の葛生義務教育学校小中一貫により閉校となる校舎の一部を近隣町内会の公民館として活用できるような考えがあるのかお聞きしたい。 | 令和2年8月に策定いたしました「あそ野学園義務教育学校及び葛生義務教育学校の開校に伴う学校跡地の個別活用方針」において、旧葛生小学校につきましては、民間等施設としての活用区分に位置付けいたしました。ご質問の一部公民館としての利用については、今後、跡地活用事業者を募集する際に、各事業者から地域コミュニティ活動などへの協力として、様々な提案をしていただきたいと思いますと考えております。 (財産活用課) 公民館の修繕等は、どの町会にとっても、一大事業であると思います。町会の活動拠点である公民館の修繕等を支援するため、佐野市では、補助金を交付しております。補助金の交付を希望される場合は、市民活動促進課にお問い合わせいただきたいと思います。 (市民活動促進課) | 財産活用課 市民活動促進課 |
| 62 | 葛生地区(富士見町) | 佐野市立葛生義務教育学校開校に向けての取組について | 令和5年度開校に向けてハード・ソフト面共に順調に進められて来ているようですが2点ほど考え方をお聞かせください。 1点目ですが、これまで進められた取組の中でPTAや地域育成会の方々に懇談会やアンケートを実施し校舎の改修、プール・校庭等の改修、更には制服・校章と検討し決定をしてきたようですが「懇談会やアンケート実施」による評価や決定経緯について周知が良くされていないのではないかと感じております。現在、「校歌」については検討委員会で議論がなされて再検討が行われているとお聞きしましたが校歌も含め葛生義務教育学校の「生みの苦しさ」を地域の方々に判り易く周知すべきではないかと思います。 2点目は「スクールバスの運行方法」についてであります。令和4年2月の市議会一般質問においてスクールバスとデマンド交通の効果的なバス運行が検討されているとの回答が有りましたが議員からの質問に対して回答が不透明であったように感じました。5/27発佐野市教育委員会から保護者宛文書にて通学輸送等の決定通知がありました。市議会一般質問への説明と国のスクールバス使用基準の扱いについてお聞かせください。 | 1点目の「葛生義務教育学校開校に向けた様々な決め事の決定経緯の周知」についてですが、これまでも「開校だより」を発行し、開校準備委員会で決定したことなどを地域の皆様へ広くお知らせしてきたところでございます。ご質問に「決定経緯も周知すべきではないか」とのご要望がありますので、今後の「開校だより」には「決定経緯」についても可能な限り掲載してまいります。 2点目の「スクールバスの運行方式について」ですが、令和4年2月佐野市議会における一般質問で答弁した後、学校単位での説明会を開催し生活路線バスを活用する運行方式を提案してまいりましたが、保護者や地域の皆様の不安を払拭するには至らなかったため、開校から2年間はスクールバス方式で運行することといたしました。 同じく2点目の「国のスクールバス使用基準の扱いについて」ですが、国の補助制度の基準として、「小学生4キロメートル、中学生6キロメートル以上」がございまして、本市では「スクールバスの乗車範囲」について、この基準を目安として考えているほか、統合により通学距離が相当程度長くなる児童生徒を乗車範囲として考えております。具体的には、葛生南小学校、常盤小学校は通学距離が約3.4キロメートル長くなることを配慮してスクールバスの乗車範囲として考え、開校準備委員会通学部会において協議、決定いただいた経過がございまして。 | 学校管理課 |
| 63 | 葛生地区(中) | 道路沿線におけるゴミ投棄問題について | 相変わらずゴミのポイ捨てが幹線道路や河川の同じ場所に目立っている。例えば、国道293号線会沢隧道付近、県道中藤岡線の藤坂峠付近、県道葛生船越線古越路トンネル付近、県道築地吉水線多田大橋付近などである。ボランティアでゴミ拾いをしている人達もたくさんいるが、道路を使用している一部のマナーの悪い人がいるためにポイ捨ては少なくなるどころか増加してきているように感じる。 対策として、防犯カメラを設置したり、佐野市きれいなまちづくり推進条例における過料を3万円から100万円に見直ししたり、市職員が手本となってゴミ拾いをする姿を見せたりするなど、実効性のある対策が必要ではないかと思います。佐野市として「住みよい生活環境と豊かな自然環境を保全」するために今後どのような具体的施策を講じていこうと考えているのかお聞かせ願いたい。 | ごみのポイ捨てをなくすには、一人一人のマナー向上の意識づくりが重要と考えます。市といたしましては、引き続き市民の方々に、環境美化意識を向上させるための啓発を行ってまいります。 また、ポイ捨てや不法投棄多発箇所については、監視カメラやポイ捨て防止看板を設置することも可能ですので、地域の環境衛生委員の方を通してご相談いただければと思います。 | 環境政策課 |
| 64 | 葛生地区(会沢第二) | 増加する空き家問題について | 旧葛生町内でも散見されておりますが、会沢地区では空き家が目立つようになっております。会沢地区ではまだ所有者の連絡先などは判っておりますが、今後所有者が判らないような建物が増加することも考えられます。建物の老朽化・管理不足が進む中で危険な家屋等について佐野市としてどのように対処されるのかお聞きしたい。 | 周囲に迷惑を及ぼす危険な空き家として特定空き家等と認定された空き家に対し、その所有者が空き家を除却する場合、除却費用の一部を補助しております。空き家の所有者に対する通知や、この補助制度を活用し危険な空き家の解消に努めてまいりたいと考えております。 | 建築住宅課 |
| 65 | 葛生地区(会沢第二) | 水害復旧工事の進捗状況について | 台風19号の会沢地区水害復旧工事が遅れているところがありますが、今後の工事予定を教えてください。工事途中での集中豪雨や台風により被害が出ないか地域の方々は大きな不安が有ります。被害が再発する前に工事を急いで頂きたい。 | 一級河川小曾戸川の数枝橋の復旧工事につきましては、令和5年3月の完成を予定しており、現在、約50%が完了しています。今後も、安全管理に努め、早期に完成するよう鋭意努力してまいります。 | 道路河川課 |

| | 地区名 | タイトル | 意見等の内容 | 回答 | 担当課 |
|----|--------------|-------------------------|--|---|------------------|
| 66 | 常盤地区(小屋) | 常盤中学校の閉校後の避難所としての活用について | 常盤中学校が令和5年3月末閉校となった場合、常盤地区の避難所として利用できるのか。 | 「あそ野学園義務教育学校及び葛生義務教育学校の開校に伴う学校跡地の個別活用方針」にありますように、常盤中学校は閉校後も継続して現状のとおり避難所利用が可能です。ただし、常盤中学校は「小さな拠点」の形成に活用が期待できる施設として位置づけられており、その活用に当たっては避難所としての利用形態を具体的に検討することとなります。 | 危機管理課 |
| 67 | 常盤地区(下牧) | 放置された空き家の活用について | 牧地区においても過疎化の波がひしひしと押し寄せています。親元を離れ、市街地や別の市に住んでしまい、過疎化を引き起こし、いろいろな面で不便さが増し、不便さがゆえに地元を離れ、人口がますます減少するという悪循環になっています。相続をする跡継ぎが外の地域で所帯を持ち、残された親たちは老人ホーム等施設に入所したり、亡くなったりしています。結果、空き家が増えてきています。今後もますます急激に空き家は増えてきます。放置された空き家について、市で買い上げ、建物の使えるものは残し、使えないものは解体・整地し、移住者等に住んでもらえるような施策をお願いしたい。放置された空き家が減り、多少は過疎化を抑えることになるのでしょうか。 | 空き家への移住施策については、定住を目的に若者等移住定住促進奨励金として、市外から転入して住宅を取得した若者世帯を対象に奨励金の交付をしております。人口減少や高齢化などを背景に、今後も空き家は増加していくことが予測されていますので、都市部より家賃や土地代が安い地域の空き家へ移住者の注目が集まり、田舎暮らしが再認識されている状況を好機と捉え、現行制度の空き家バンクを活用しながら、さらなる移住定住を促進してまいりたいと考えております。 (総合戦略推進室) 空き家バンクという制度により、空き家を売りたい・貸したい方と、買いたい・借りたい方の結び付けを行うことで、空き家の再利用に努めてまいります。また、所有者に対し、空き家バンク制度の周知も併せて図ってまいりたいと考えております。 (建築住宅課) | 総合戦略推進室 建築住宅課 |
| 68 | 常盤地区(岩崎(葛生)) | 少子高齢化に端を発する限界集落について | 少子高齢化・人口減少・独居老人世帯の増加・空き家の増加→跡継ぎ確保困難→限界集落 この流れをいかに止めるか最大の課題である。限界集落の再生は可能か。 | 限界集落とは、人口の50%以上が65歳以上の集落のことですが、本市においても増加しており、平成27年の国勢調査時では市内6町でしたが、中山間地のみでなく中心市街地においても高齢化が進み、令和2年度では15町となっております。限界集落に対しましては、地域の高齢化もさることながら、人口減少による地域の活力が失われてしまうことが最も危惧するところでございます。 本市では少子化対策、空き家・空き店舗の活用、移住・定住の促進などの施策により、持続的な地域の活性化と人口減少の抑制に取り組んでおりますが、相対的な少子・高齢化の進行を食い止めることは非常に困難な状況です。そういった課題に対し、それぞれの地域がもつ特徴や強みを生かすことで、地域の魅力を向上させ、観光客や移住者を増やすといったことも有効な手段とされており、限界集落を再生したといった事例も少ないながらございます。 本市としましても、将来にわたって地域を維持していくために、地域ごとの状況や特性に応じた取組を推進してまいりたいと考えております。 | 総合戦略推進室 |
| 69 | 氷室地区(上秋山) | 防災対策の完備について | ①栃岡沢(平成25年に砂防ダムの工事完了)。2019.10.12に山からの土石、流木等により、県道200号が塞がれ、陸の孤島となった(発生2回目)。よって、さらなる強化工事を実施されたい。また、秋山地区は一県道なので、対策として迂回路を設けるなど検討されたい。 ②落倉沢林道。県道より500m入った場所(林道)が崩壊され通行止め(2019.10.12による)。早急な工事をお願いしたい。沢水使用の簡易水道(8戸)の見回り点検が不便です。 | ①有事の際は、栃木県と情報共有を図り協力しながら、市民の皆様が1日でも早く日常生活が送れるよう、復旧に向けて取り組んでまいります。また、治山事業について栃木県と協議を実施してまいります。 ②落倉沢林道につきましては、みかも森林組合の管理する林道となっており、みかも森林組合によりますと、森林所有者の一部負担により復旧工事を行う計画はありますが、時期はまだ定まっていない状況とのことです。四輪車が通行できずにご不便かと思いますが、市としましても管理者に働きかけを行ってまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。 | 道路河川課 農山村振興課 |
| 70 | 氷室地区(上秋山) | 市水道の完備について | 市水道が完備されていない地区は、秋山・大釜の2地区で、市全体の2%の中にあります。なんとか市民が安心して飲めるようにしてほしい。 【現況】 ①大雨が降ると濁り、澄むまで2～3日間かかります。 ②令和3年1月には、梅木坪(11戸)が漏水状態になりました。 ③水道が完備されていないので、転出者も多くなりました。 | 未普及地区への水道整備には、多額の投資が必要であり、現在の水道事業では、財政的に厳しい状況です。しかしながら、衛生的な水の確保は大変重要であることから、本市におきましては、水道未普及地域の方を対象に佐野市飲用水等給水施設整備事業費補助交付要綱を令和2年に創設いたしました。今後も、交付要綱の動向を見ながら、水道整備以外の対応策について検討していきたいと考えています。 | 水道課 |

| | 地区名 | タイトル | 意見等の内容 | 回答 | 担当課 |
|----|-----------|-----------------|--|--|-------|
| 71 | 氷室地区(上秋山) | 氷室小の閉校後の活用等について | 令和4年度末をもって氷室小が閉校となりますが、閉校後の活用等について、どのような方向で進めていくかお教えてください。 | 令和2年8月に策定いたしました「あそ野学園義務教育学校及び葛生義務教育学校の開校に伴う学校跡地の個別活用方針」において、旧氷室小学校につきましては、民間等施設としての活用区分に位置付けいたしました。閉校後の氷室小学校跡地の活用については、地域活動への理解や地域活性化など、地域貢献ができる事業者を募り、売却又は貸付けをすることを考えております。 | 財産活用課 |